

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税関連事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
清水町は、軽自動車税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
清水町

公表日
令和7年12月23日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関連事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、4月1日時点に軽自動車等の定置場を清水町内に有する所有者に対して課税を行うものである。軽自動車等を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告を行う。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、原動機付自転車・小型特殊自動車に関するもののみ当町にて申告を受け付ける。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 課税対象者情報の準備(2) 納税者の軽自動車の登録・抹消情報の受領(3) 軽自動車税の賦課決定・更正等(4) 納税者への税額通知の発送(5) 賦課情報に基づく各種証明書の発行(6) 他自治体等から清水町への調査回答・清水町から他自治体等への税務調査実施(7) 軽自動車税の収納管理、還付処理(8) 未納者への督促及び実態調査、滞納処分の執行等(9) 収納情報に基づく納税証明書等の発行
③システムの名称	軽自動車税システム、収納・滞納システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲) 別表(24項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] [選択肢] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表48の項</p> <p>【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	税務課町民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課町民税係(北海道上川郡清水町南4条2丁目2番地 0156-62-1152)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類等を取り扱う際はダブルチェックを行うほか基本4情報の照合を等も行ったうえで事務処理を行うことで、リスクの低減に努めている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	軽自動車台帳電子データには特定の権限を持つ職員のみが登録・消滅処理ができるよう管理しており、特定個人情報を含む書類等の取扱いは施錠可能な棚にて管理を行っている。		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月21日	IVリスク対策	—	新様式への変更	事前	新様式への変更
令和1年6月21日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(27の項)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない)	事後	
令和1年6月21日	5. ②所属長	税務課長 菅野 隆	税務課長	事前	
令和7年5月22日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲) 別表(24項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項(利用範囲) 別表(24項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事前	新様式への変更および根拠条例の記載の変更
令和7年5月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第二の27の項 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない)	【情報照会の根拠】 番号法 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第2条の表48の項 【情報提供の根拠】 なし(情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない)	事前	新様式への変更および根拠条例の記載の変更
令和7年5月22日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事前	新様式への変更による記載追加
令和7年5月22日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		特定個人情報を含む書類等を取り扱う際はダブルチェックを行うほか基本4情報の照合を等も行ったうえで事務処理を行うことで、リスクの低減に努めている。	事前	新様式への変更による記載追加
令和7年5月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事前	新様式への変更による記載追加
令和7年5月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】		2) 十分である	事前	新様式への変更による記載追加
令和7年5月22日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠		軽自動車台帳電子データには特定の権限を持つ職員のみが登録・消滅処理ができるよう管理しており、特定個人情報を含む書類等の取扱いは施錠可能な棚にて管理を行っている。	事前	新様式への変更による記載追加